日 調 連 発 第 ９ ０ 号
平 成 ２ ９ 年 ７ 月 ７ 日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

事前登録型本人通知制度の実施について（お知らせ）

この度、福岡県太宰府市長から、別添のとおり標記制度を平成 29 年 8 月 1 日から実施する旨の連絡がありましたので、参考までに送付します。

２９太市第　４１　号
平成２９年６月１５日

日本土地家屋調査士会連合会　会長　様

福岡県太宰府市長　芦　刈　　茂

事前登録型本人通知制度の実施について（通知）

梅雨の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から本市の行政運営につきまして、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成２５年３月１日から実施しておりました「太宰府市住民票の写し等の不正取得に係る本人通知要綱」を改正し、平成２９年８月１日から「事前登録型本人通知制度」として実施します。この制度は全国的に進められており、近隣ではすでに福岡市、宗像市、古賀市、筑紫野市など多くの自治体で実施されています。

この「事前登録型本人通知制度」は、これまでの住民票写し等の不正取得が行なわれた場合の本人通知に加えて、第三者に住民票の写し等を交付した場合において、事前に登録した人に対し交付の事実を通知するものです。

詳しい内容につきましては、別添の資料によりご確認いただき、本制度の運用につきましてご理解いただきますようお願い申し上げます。

（お問い合わせ先）
福岡県太宰府市 市民生活部 市民課
TEL:(092)921-2121 内線 303・304

事前登録型本人通知制度を８月１日から実施します！

◆事前登録型本人通知制度とは？

住民票の写しや戸籍謄本等を第三者等に交付した場合、事前に登録をした人に対して、証明書を交付した事実を郵送でお知らせする制度です。この制度によって、住民票の写し等の不正請求の早期発見が可能となるとともに抑止効果が期待できます。

※第三者等からの住民票の写し等の請求があった場合に、交付を拒否したり、交付の可否を確認する制度ではありません。

◆第三者等とは？

下記１・２以外の者で、委任状を持参して証明書の交付請求を行う代理人、自己の権利を行使し又は自己の義務を履行するために証明書を請求する必要がある個人、法人、８業士（弁護士・司法書士・土地家屋調査士・税理士・社会保険労務士・弁理士・海事代理士・行政書士）をいいます。（下記１・２の人に交付した場合は通知の対象となりません。）

１．住民票の写し等については、本人及び同一世帯の者

２．戸籍謄抄本及び戸籍の附票については、本人、同一戸籍の者（配偶者等）及び直系尊属卑属の者（尊属とは「父母」「祖父母」のことです。卑属とは「子」「孫」のことです。）

◆事前登録型本人通知制度の流れ



◆通知する内容

・交付年月日

・交付した証明書の種類と交付通数

・交付申請者の種別（代理人、第三者の別）

※交付請求者の氏名・住所等の個人情報については通知しません。交付申請書の開示には、保有個人情報開示請求が必要です。

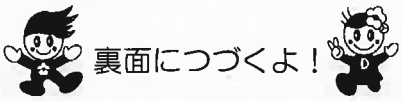

◆通知の対象となる証明書



・住民票の写し（除票を含む）
・住民票記載事項証明書
・戸籍全部・一部事項証明書（戸籍謄抄本）（除籍・改製原戸籍を含む）
・戸籍の附票（除かれた附票を含む）
・戸籍記載事項証明書

※除票（除かれた住民票）
転出や死亡により、消除された住民票のこと。保存期間は５年間です。

※除籍（除かれた戸籍）
転籍や死亡などにより、その戸籍内の全員が除かれた戸籍のこと。

※附票
その戸籍が作られてからの住所履歴を記載したもの。除籍（除かれた戸籍）の附票は除かれた附票となり、保存期間は５年間です。

○事前登録申請の手続きについて○

◆登録できる人

太宰府市の住民基本台帳（住民票）・戸籍に記載、記録がある人（過去にあった人を含む）

◆登録期間（通知する期間）



登録した日から３年目の１２月３１日まで
※期間経過前に更新することができます。

◆登録手続きに必要な書類

・本人通知制度登録申請書
・申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険証等）
・法定代理人（申請者が未成年者や成年被後見人の場合など）が申請する場合は、戸籍謄本その他の法定代理人の資格を証する書類、申請者及び法定代理人の本人確認書類
・任意代理人が申請する場合は、委任状等委任の事実が確認できる書類、申請者及び任意代理人の本人確認書類

※郵便により登録申請をする場合は、本人通知制度登録申請書と本人確認書類等の写しを同封して申請してください。

◆登録申請受付日時

平成２９年７月３日（月）から受付を開始します。
受 付 時 間：平日（月曜日から金曜日まで）８時３０分～１７時まで
申請書提出先：太宰府市役所　市民課（１番窓口）

（問い合わせ）太宰府市　市民生活部　市民課
電話　０９２－９２１－２１２１（代表）